第49回 1. 著作物[4]比較検証(2)通産省案と文化庁案⑫

連載 著作権と情報システム

第49回 1.著作物[4]比較検証(2)通産省案と文化庁案⑪⑫ 司法書士/駒澤大学 田沼 浩

(参照) アメリカの特許における発明の着想、実施、継続の立証方法としてのラボノート について④

ラボノートの書き方について、更に詳しく書くのなら、次のとおりである。

- (1) 鉛筆のような後から消せるものは絶対に使用せず、絶対に消せないインクのペンを使用する。
- (2) 訂正は、訂正した部分を黒塗りせずに必ずわかるように線を引き(たとえば ABC)、 訂正により加えた内容を加えることになる。
- (3) 各ページに空白がないこと。空白があれば、後から書き込めないように、斜線や対角線を入れる。訂正を黒塗りできないのと同じで、空白も絶対に黒塗りしない。
- (4) 後から追記した場合は、追記した事項が分かるようにして、必ず追記した日を書きこみ、証人の署名を貰う。
- (5) 日付は統一させて誰でもその日付が認識できるものでなければならない。たとえば、 2014 ∓ 8 月 25日や 2014/8/25のように誰でも日付だとわかるようにする。
- (6) ラボノートの記載は、できるだけその日に書く。ただし、観察事項の記録のように、後で記録することが難しいものは観察中に書く。ただし、発明の着想は後から浮かぶことが多いため。後から追記することもある。観察事項の記録に業務計画に関することを書くことは観察事項の内容を混乱させるために書いてはならない。
- (7) 不明確な記載、または後から誤解を招くような記載は避けなければならない。明確でない記載は記録としての意味が薄れ、誤解を招くコメントなどは研究成果を損なう可能性があるためである。
- (8) 各技術分野で共通化している略語は除き、むやみに略語を使わない。その分野で共通化していない略語を使うときは、一緒に略語の説明を書かなければならない。
- (9) 発明の着想や業務計画も記載しなければならない。また、同僚や他の研究者からアドバイスを受けたときは、その内容が着想に影響を受けているのでその内容も記録しなければならない。
- (10) ラボノートの記録と関連するデータ等の用紙は、ラボノートにデータ等の関連の詳細(たとえば実験装置から出た記録紙であることなど)を記入し、ラボノートにデータ用紙を貼り付け、適切に日付を記入して著名し、証人の署名を得なければならない。

そして、記入が終わったら、証人の署名を受け、物理的な損傷や改変を受けない安全な 場所に保管されることになる。

第49回 1. 著作物[4]比較検証(2)通産省案と文化庁案①

引用・参照文献

「著作権法概説第13版」 半田正夫著 法学書院 2007年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007年

「著作権法第3版」 斉藤博著 有斐閣 2007年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992年

「特許法(第2版)」中山信弘著 有斐閣 2012年

「岩波講座 現代の法10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America:* Regaining the Productive Edge, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『Made in America アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス、トーマス・V. ウイルソン、ディーヴィッド・I. ウァイゲル、ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年